

## 令和5年度第1回神奈川県森林審議会議事録

### ○事務局（伊大知副課長）

定刻になりましたので、ただいまから、令和5年度第1回神奈川県森林審議会を始めさせていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます、森林再生課の伊大知でございます。よろしくお願い申し上げます。

本日はお忙しい中、13名の委員の皆様にご出席いただきまして誠にありがとうございます。本審議会の委員定数15名の半数を超えておりますので、神奈川県森林法施行細則第2条第2項の規定により本会は有効に成立していることを、まず御報告申し上げます。

続きまして、今年度の委員改正に伴いまして、新たに御就任いただきました委員の方もいらっしゃいますので、私の方から各委員の御紹介をさせていただきます。

（委員紹介・事務局紹介・部長あいさつ・資料の確認）

### ○事務局（伊大知副課長）

会長につきましては長年林業施策を御専門にされており、前期の森林審議会においても会長を務められ、円滑な審議を取り行っていただきました古井戸委員にお願いしたいと思っておりますが委員の皆様いかがでしょうか。

### ○全委員

異議なし

### ○事務局（伊大知副課長）

それでは古井戸委員に会長をお願いいたします。会長席への御移動をお願いいたします。

ここからの議事につきましては、神奈川県森林法施行細則第2条第1項の規定によりまして、古井戸会長に議長をお願いしたいと存じます。古井戸会長、よろしくお願いいたします。

### ○議長（古井戸委員）

皆様こんにちは。昨年度に続き会長を務めます古井戸でございます。今回委員の方々の半数近くが改選され、初めてお会いする方もたくさんいらっしゃるということで、よろしくお願いいたします。

御紹介いただいたように、私は林業政策を専門にしております。ヨーロッパの林業政策等をみておりますと、地球温暖化対策と生物多様性の保全とそしてリスク管理の3つが重要で、他にも細かいこともやっておりますが、それぞれに共通して関わることもありまして、

例えば獣害問題というのはいろいろなところに関わってきます。このように3つくらい柱を立ててやっているというのが多いと思いますが、今日の審議事項とか諮問事項、報告事項においても、このような論点に関わってくると思います。皆様の御意見をいただきながら審議を進めて参りたいと思いますので、委員の皆様、御協力の程お願いいたします。

審議に入る前に神奈川県森林審議会運営要領第2条の規定に基づいて、次の会長職務代行者を本職から指名させていただきます。中村委員にお願いします。

○中村委員

承知いたしました。

○議長（古井戸委員）

また、本日の議事録署名人について指名させていただきます。白鳥委員と白木委員にお願いします。

○白鳥委員、白木委員

承知いたしました。

○議長（古井戸委員）

次に本日の審議会の傍聴希望の状況と、非公開部分の有無について、事務局から御報告をお願いします。

○事務局（伊大知副課長）

御報告いたします。本日、傍聴希望の方が2名いらっしゃいます。また、本日の議題につきましては非公開の事項はありません。以上です。

○議長（古井戸委員）

それでは事務局の方、会場内に傍聴者を御案内ください。

（傍聴者の御案内）

○議長（古井戸委員）

それでは、議事次第に従って審議を進めて参りたいと思います。

まず、議題1の諮問事項についてですが、本日の諮問案件は2件ございます。1件目の「神奈川地域森林計画の変更について」事務局から御説明をお願いします。

○事務局（森林再生課 黒川主査）

森林再生課の黒川と申します。「神奈川地域森林計画の変更について」御説明いたします。

（資料に基づき説明）

説明要旨（資料1-1～1-4）

1 諮問事項

ア 神奈川地域森林計画の変更について

1. 全国森林計画策定に伴う変更

- (1) 高度な森林資源情報の整備・活用
- (2) 盛土等の安全対策の適切な実施
- (3) 林業労働力の確保の促進
- (4) 花粉症発生源対策の加速化
- (5) 木材合法性確認の取組強化

2. その他変更

- (1) 林道開設・改良計画の変更
- (2) 森林面積の変更

○議長（古井戸委員）

ありがとうございました。ただ今諮問のありました案件は、事前配付資料の資料1-1に詳しく説明いただいた内容の骨子が書かれていまして、一つ目は、全国森林計画が国のほうで変更され、これに伴う変更が必要か必要でないかという検討がされて、(1)から(5)までの5点についての御提案をいただいているということです。

二つ目は、その他変更ということで、神奈川県に即した変更であり、(1)、(2)の2点の変更が提案され諮問されているということです。委員の皆様から御意見、御質問等ありましたらよろしくお願いします。

○白木委員

御説明ありがとうございました。一つは、太陽光パネルの関連で、全国森林計画の書きぶりになるのですが、資料1-4の5ページ赤字部分で「なお、太陽光発電設備」云々の、後半に「改正された開発行為の許可基準の適正な運用」というのは、令和4年9月の改正を指しているのでしょうか。

○議長（古井戸委員）

事務局のほうから御回答お願いします。

○事務局（水源環境保全課 佐々木 GL）

水源環境保全課森林保全グループの佐々木と申します。「改正された」というのは令和4年度が主ですが、令和元年度の改正も一部含んでおります。今、お話にあったところは、令和元年度の部分になります。

○白木委員

確認として、全国森林計画で太陽光発電施設の設置について何 ha を規制するということが改正されて引き下げられたことに伴い、神奈川県でも同様に引き下げたということで、資料1-2の10ページに「許可が必要とされる面積規模の引き下げが改正された」となっています。神奈川県は、元々小さい面積を規制するということには行っておらず、全国森林計画の基準に合わせて、面積規模の引き下げなど改正されているものに従うという記述でよかったですでしょうか。太陽光パネルの設置面積は、小さい面積から許可を必要にするという話だったのではないかと気になりました。神奈川県でも基準となる面積を減らしていき、改正された全国森林計画の基準に見合うようにするという記述であっているのでしょうか。

○事務局（水源環境保全課 佐々木 GL）

森林法の関係なので林地開発許可制度になりますが、林地開発許可制度については、全ての国の示されたものに準じておりますので、神奈川県独自で太陽光発電施設に関するものの基準、規制強化は特に実施しておりません。

○白木委員

留意事項として、太陽光発電施設の設置は小さい面積でも規制について留意しないとけないという話題が、前年度の森林審議会であったように記憶しており、書きぶりが気になりました。特に、「改正されて」というのが何を意味しているかわからなかったので質問しました。ありがとうございます。

続いてもう一点、外国人受入れは安全面を考慮し、まだ受入れないが、女性の参画が努力目標として入りましたが、外国人受入れについては、どのような基準が出来たら受入れを積極的にするとか、あるいはそれに補助金をつけるとか、そういった見込みはあるが、まだ計画には入れられないという状況なののでしょうか。

○事務局（森林再生課 橋本 GL）

森林再生課林業振興グループの橋本と申します。県の林業労働力に関しましては、林業労働力の確保の促進に関する基本計画というものにおいて確保の目標を定めており、高齢化等で退職される方が毎年10人ほどいることから、林業労働力の若返りを図っていくことが計画で定められています。神奈川県の労働力は300名程で、令和4年ではその内技術職が270名となっており、その数を維持していく計画となっております。神奈川県では年間10

人の新規就労目標を達成するために、新規就労希望者向けに森林塾を開校し研修を行うことで、新規就労の促進を図っています。これまで14年間事業を継続していますが、平均で毎年10.6名の就労者を確保しており、労働力自体の確保は達成しているところです。そういった背景もあり、現時点で改めて外国人労働者を導入していく必要性はあまりないと考えています。今後の状況変化があり、外国人労働者を導入していく必要がある場合には、労働災害の発生率が高い職業であるため、安全面でのコミュニケーション能力が課題になってくると思います。どういう面で基準を設定するのかは、現時点では想定していません。女性の就労者数については270名中6名で、女性の受入れを積極的に行いたいと考えているところです。

○白木委員

ありがとうございます。300名というのは少ないと思ったのですが、実際に山に入って木を伐るとか、間伐や枝打ち等の作業を行う人間全部含めて300人でしょうか。

○事務局（森林再生課 橋本 GL）

300人というのは山に入る人と、事務仕事をする人を含めてです。

○白木委員

大学の演習林でも10人程いるので、神奈川県で300人というのはもっと労働力が欲しい状況なのではないかと思ったのですが、やっていけているのでしょうか。

○事務局（森林再生課 橋本 GL）

今のところは何とかやっています。

○白木委員

どちらにしても新規の労働力は重要ですし、例えば日本語検定取得の基準が出来れば積極的に登用しようとか、他の業種や工事現場等で外国人労働者の安全面をどのようにしているかを今後比較して検討できれば良いと思いました。

○事務局（森林再生課 橋本 GL）

ありがとうございました。委員の御意見を参考に検討を進めさせていただきたいと思えます。

○議長（古井戸委員）

白木委員ありがとうございました。先程、白木委員からありました林地開発許可制度の取扱いについては、議題4その他の森林審議会の意見に係る取扱いに関する検討で、御報告が

あると思います。

他に皆様から何かございますでしょうか。茂木委員お願いします。

○（茂木委員）

先程の林業労働力の確保について 300 名という数値が出てきたのですが、これにつきまして、白木委員からあった林業労働力の全体像を把握するうえで、この 300 名をどのように把握されて、今の女性という形での議論が行われているのか、全体条件として 300 名をどのように把握されているか教えていただけますでしょうか。

○事務局（森林再生課 橋本 GL）

県内の林業事業者から聴き取りをしております、それに基づき人数を集計しています。

○茂木委員

これについては森林組合だけではなく民間の素材生産事業者も含めてですか。

○事務局（森林再生課 橋本 GL）

森林組合と民間事業者を含めまして令和 4 年度末現在で 36 者ございます。そちらを認定林業事業者と県では呼んでいるのですが、この 36 者からの聴き取りをもとに集計を行っております。

○茂木委員

わかりました。それについては素材生産業と言われる方々が対象ですか。

○事務局（森林再生課 橋本 GL）

素材生産に限らず造林保育全て含みます。

○茂木委員

今回ですと女性に限定するという点でしたが、今後の林業労働力の確保という点で、他県の動きも含めて統計的に県独自で把握していくことは重要なのかと個人的に思っています、その辺の数値を今後教えていただければと思います。ありがとうございます。

○議長（古井戸委員）

白木委員、どうぞ。

○白木委員

300 人というのは、資料 1-3、11 ページ下段の、森林づくりの担い手の就労者数 336 人

というのが概算だと思いますが、上段の森林組合の組合員数 7,447 人というのが全国に書いてある労働力の母数ではないかと思います。先程の御説明だと森林づくりの担い手の就労者数と捉えておりますが、森林組合の組合員数というところを実情と考えて、外国人労働力が必要か、女性の登用がどうなるか、を考えていくということかと思いますがいかがでしょうか。

○事務局（森林再生課 橋本 GL）

今のお話は計画書の資料 1-3 の 11 ページ上の方には森林組合の状況が表になっておりまして、こちらの森林組合員数というのはイコール森林所有者と考えていただければと思います。11 ページの下の方に森林づくりの担い手という項目で認定林業事業体の状況という表がございます。そちらの就労者数 336 人というのは事務員も含めますが、実際に山で働く人たちの数でございます。上の表の 7,000 人というのは組合員数でありますので、自伐でやられているかたは中にはいらっしゃるかもしれませんが、現状、神奈川では自伐をやられているかたは少ないですので、実質山で働いているかたは下の表 336 人と考えております。

○白木委員

組合員数というのは協力者とか実際に山に入らない人も含まれているので 7,000 人という数ですか。

○事務局（森林再生課 橋本 GL）

組合員は実際に山を持っている人で、組合に出資して組合員になっている方の数です。森林所有者です。

○白木委員

自分の山の中で働く労働者というイメージが説明と乖離していると思っておりますので、やはり積極的に山で必要な人材はどうなっているのか、意見の聴取をこまめにやっていただくと良いと感じました。ありがとうございます。

○事務局（森林再生課 橋本 GL）

ありがとうございます。

○議長（古井戸委員）

確認ですが、資料 1-3、11 ページの認定林業事業体の状況の表で、就業者数の森林組合等が 155 人、林業会社が 181 人で合計 336 人ということで、これは事務員作業員も含むということですね。

○事務局（森林再生課 橋本 GL）

そうです。事務員も含みます。

○議長（古井戸委員）

先ほど技術者の方が 270 人とおっしゃったのは、この内数ということですね。

○事務局（森林再生課 橋本 GL）

そうです。336 人の内数になります。

○議長（古井戸委員）

その中で女性の方が 6 人いらっしゃるということですね。

○事務局（森林再生課 大貫課長）

森林再生課長です。神奈川県は非常に山の規模としては全国的にみて大きくない中で、都市部に近いところの森林も多くあり、所有形態というか細かい所有が非常に多くございます。先程の 11 ページの表の中で、森林組合ということで面積と組合数トータルで 7,000 名以上の数字ですが、重複はあるかもしれませんが実際に作業している方は非常に少ないので、作業というのは認定林業事業者の状況の表に該当する森林組合、林業会社の担い手の方に実際にやっただいている状況でございます。300 人という労働力の数字ですが、以前神奈川県の森林面積と必要な森林整備の量を推計して、面積や間伐の数量を総合的に判断し、作業効率も含めたうえで 300 人いれば神奈川県の森林、主に人工林は整備が回るという数字を母数にしております。先程申しました若返りですが、年間大体 10 人くらいは退職して辞めるということで、新規就労の若い人を確保していけばなんとか回るということから出した数字でございます。神奈川県の森林も水源の普及事業等でかなり間伐が進んでまいりました。それから今後、どういう形で森林整備を進めていくか、違うステージに入ってくることも考えられます。国の方も植え替えですとか、花粉発生源対策を含めていろいろな策を打ってきておりますので、今後、以前の数字を改めて見直しまして、先程の女性就労者の問題や外国人就労者の問題も含めまして、新たな目標を作る必要はあるとわれわれとしても考えています。

○議長（古井戸委員）

ありがとうございました。他によろしいでしょうか。

○茂木委員

統計の件で伺いたい。資料 1-1、森林面積の変更の中で、国有林の面積について、林野



庁所管外を含めた面積に修正するとなっているが、今回のこのような計測は県内で初めてなでしょうか。林野庁所管外とは具体的には何処になるのでしょうか。

○事務局（森林再生課 黒川主査）

今回初めて国有林に林野庁所管外の森林を含めるのかについてですが、平成 29 年度に前回の樹立を行っており、その際は、所管外の森林は含まれていました。しかし令和 4 年度の樹立の際は除外していたため、今回の変更において、林野庁所管外も含めた面積に修正したという経緯です。

林野庁所管外森林の具体例ですが、「宮内庁所管森林」「財務省所管森林」があります。

○茂木委員

ありがとうございました。

○議長（古井戸委員）

よろしいでしょうか。本件について皆様より御意見を頂いておりますが、事務局で受け止めて頂き、今後の取組に活かして頂きたいと思えます。

当案については委員の皆様より「特段の意見なし」として答申してよろしいでしょうか。

○全委員

（異議なし）

○議長（古井戸委員）

それでは「林地開発許可について」事務局より御説明をお願いします。

○事務局（水源環境保全課 佐々木 GL）

水源環境保全課の佐々木と申します。説明させていただきます。

（資料に基づき説明）

説明要旨（資料 2-1～2-3）

（1） 諮問事項

イ 林地開発許可について

1. 林地開発許可事務

（1） 林地開発許可制度

（2） 森林審議会への諮問

2. 山北町川西における岩石採取事業に係る林地開発許可について

（1） 山北町川西における岩石採取事業の概要

(2) 林地開発行為申請の概要

(3) 林地開発許可に係る審査(4つの基準)

○議長(古井戸委員)

前半に林地法に基づく林地開発許可制度の御説明を頂き、審議会の役割についても御説明頂きました。後半は、実際に諮問しなければならない案件について詳細な御説明を頂きました。これは関係市町村への意見照会は終わっているという事でよろしいでしょうか。

○事務局(水源環境保全課 佐々木 GL)

はい。

○議長(古井戸委員)

今の御説明について、御質問はありますか。

○本山委員

御説明頂いた部分について理解は出来ましたが1点気になる箇所があります。別々の法人で代表者は同じで、1つのエリアに集約するという事だが、エリアの中で事故等が起きた際に、責任の所在がどちらになるのか分かりにくいのではないのでしょうか。

○事務局(水源環境保全課 佐々木 GL)

基本的には現在許可済みのエリアを、各々の会社が受け持つこととなります。問題が起きた際は、そのエリア担当会社が基本的には対応することとなります。

○本山委員

今、この会議での口頭だけの話ではなく、責任エリアを明確にした上で許可を出すという事でよろしいでしょうか。

○事務局(水源環境保全課 佐々木 GL)

許可書自体には、そこまで書くことはしておりません。申請にあたっては今の意見を踏まえ、確認をした上で許可をしていきます。

○本山委員

何故そのような話をしたかと言うと、法人が違うということで、例えば今後、買収され事業譲渡等された際、何処のエリアかが不明なまま1つにされてしまったという事が起こらないようにして頂きたいためです。

○事務局（水源環境保全課 佐々木 GL）

実際の許可はこれからになります。頂いた意見を踏まえて、許可手続きを進めて行きたいと思えます。

○議長（古井戸委員）

何か他に御質問はありますか。御意見が無ければ、先程の質問事項を踏まえて頂き今後の取組に生かして頂ければと思えます。審議会としては「特段の意見無し」として答申をしてよろしいでしょうか。

○全委員

（異議なし）

○議長（古井戸委員）

諮問事項についてはこれで終了いたします。

続いて議題2の報告事項、「林地開発許可の状況について」です。事務局から御説明をお願いします。

○事務局（水源環境保全課 佐々木 GL）

水源環境保全課の佐々木より説明させていただきます。

（資料に基づき説明）

説明要旨（資料3）

（2）報告事項

ア 林地開発許可の状況について

1. 10ha 未満の許可及び変更許可について
2. 状況の報告

○議長（古井戸委員）

何か御質問はありますか。特段の御質問がありませんでしたので、本件は終了します。

○白木委員

今回資料1-3の方は参考資料扱いかと思えますが、何点か数字が気になりまして聴いてもよろしいでしょうか。

資料1-3、14ページの森林災害についてすごく数字が小さいのですが、資料でまとめている森林災害発生というのは、どのような定義なのでしょう。もっと斜面災害が発生しているように思われます。凍害の欄もないですし、数字が少ないように思えます。何を

根拠にこの数字になっているのでしょうか。森林保護の森林災害だと思っており、森林災害状況というのは令和元年の2019年の台風でも30haではきかない大規模な災害が起きたとか、人工林でも被害が発生していると思うのですが、この数字統計の合計が何から出てきているのでしょうか。

○事務局（水源環境保全課 佐々木 GL）

これは台風等の災害が発生した場合に、神奈川県の方で森林の被害状況を調査しまして、市町村等から情報を集めて、それを集計した内容になっております。

○白木委員

例えば、森林保険の方から、こんな災害があったので保険使いたいですという災害事例がたくさん出てくるのですが、ここにある数字は水源環境保全課の方で災害が起きたときに調べるのでしょうか。例えば令和2年は災害が起きていませんと断言してしまうのも危険かと思ひまして、もう少し実態を伴う資料が作れるのではないかと思います。

○事務局（水源環境保全課 佐々木 GL）

森林保険について、今手元に情報がないのですが、基本的に出先機関ですとか森林組合等から情報をいただいておりますので、主なところは網羅できていると考えております。森林保険については、事務の窓口が森林組合連合会になっておりますので、もしかしたら時間を置いて上がってきた案件については、反映できていない可能性はゼロではないと思うのですけれども、主だった森林保険に関わるものを拾っているのではないかと考えております。

○白木委員

集計の元の情報について少し吟味していただければ、神奈川の状況がよく見えてくると思いますので、よろしくお願いします。

○議長（古井戸委員）

ありがとうございました。今の件は先程の森林計画制度についての御意見となりますか。

○白木委員

神奈川の森林の実態として、これだけ災害が起きてメンテナンスが必要なのか情報を揃えるのであれば、実態に即したものになると良いと思います。

○議長（古井戸委員）

御意見について事務局で取り組んでいただければと思います。伝統的に森林計画行政、林地開発行政はセクションが分かれていて、どういう風に連携するのか国レベルでも課題があると思います。おそらく共通するところはいろいろあると思いますので、円滑にやっていただければと思います。

他にどなたか御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。御時間があれば最後に全体に対する御意見をいただきたいと思います。

続きまして、事務局より、「林地開発許可をしようとするときの森林審議会の意見に係る取扱いに関する検討について」御説明をいただきたいと思います。

○事務局（水源環境保全課 佐々木 GL）

説明させていただきます。

（資料に基づき説明）

説明要旨（資料4-1～4-4）

（1） 林地開発許可をしようとするときの森林審議会の意見に係る取扱いに関する検討について

1. 経緯
2. 検討結果

○議長（古井戸委員）

ありがとうございました。今の御説明について御質問等ございますでしょうか。

昨年の審議会において出された御意見に対して御検討いただいた内容の報告になります。よろしいでしょうか。ありがとうございました。他に何か御質問等ございますでしょうか。

それでは事務局からのお知らせとなります。

○事務局（森林再生課 鈴木 GL）

（資料に基づき説明）

説明要旨（資料5-1～5-2）

（2）事務局からのお知らせ

1. 森林環境譲与税の譲与基準見直しについて
2. リーフレット等の配布について

○議長（古井戸委員）

ありがとうございました。お知らせということですので質疑は割愛いたします。市町村の役割というのは、また少し重要になったと思います。御時間過ぎておりますが全体を通して委員の皆様から何かあればお願いします。

白木委員をお願いします。

○白木委員

先程の森林環境譲与税について、御説明ありがとうございました。ここで聴くのが適切かどうかわかりませんが、神奈川県が地方税で行っている水源環境保全税の方は合わせてどのようになるか、今後の情報はありますか。

○事務局（森林再生課 井出課長）

水源環境保全課長の井出です。御意見ありがとうございます。水源環境保全税ですが、平成19年度から県民の皆様方に年額40億強の負担をお願いしているところです。20年間の施策大綱というのを策定しまして、令和8年度まで現行の水源環境保全税を活用した水源施策を定めています。その後につきましては、現在、学識者や公募委員等の有識者による県民会議で検討しておりまして、今年度末にこれまでの評価と今後の御意見をいただく予定でございます。それを踏まえまして来年度以降、県民の皆様などの御意見を伺いながら検討していきたいと思っております。

○議長（古井戸委員）

ありがとうございました。審議は以上といたします。円滑な進行に御協力いただきありがとうございました。これで議長の任を降ろさせていただきます。事務局にお返しいたします。

○事務局（伊大知副課長）

長時間にわたる御審議、誠にありがとうございました。それではこれもちまして令和5年度第1回森林審議会を閉会させていただきます。お疲れ様でした。ありがとうございました。

以上の議事を明確にするため、本議事録を作成し、本審議会の指名した議事録署名人が記名する。

令和6年1月31日

議事録署名人

白鳥 勝洋

議事録署名人

白不 克彦